

平成30年第2回広尾町議会定例会 第1号

平成30年6月7日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 行政報告
- 5 報告第8号 継続費繰越計算書について
- 6 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第10号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 8 議案第51号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の制定について
- 9 議案第52号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会条例の制定について
- 10 議案第53号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第54号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第55号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 14 議案第57号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 15 議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 16 議案第59号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 17 議案第60号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 18 議案第61号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 19 議案第62号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 20 議案第63号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 21 議案第64号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 22 議案第65号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 23 議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（13名）

1 番 浜 野 隆
 3 番 北 藤 利 通
 5 番 志 村 國 昭
 7 番 星 加 廣 保
 9 番 小 田 英 勝
 1 1 番 旗 手 恵 子
 1 3 番 堀 田 成 郎

2 番 萬 亀 山 ち ず 子
 4 番 前 崎 茂
 6 番 山 谷 照 夫
 8 番 渡 辺 富 久 馬
 1 0 番 小 田 雅 二
 1 2 番 浜 頭 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 会 計 管 理 者
 兼 出 納 室 長
 総 務 課 長
 総 務 課 参 事
 総 務 課 長 補 佐
 併 総 務 課 参 事
 併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 企 画 課 長
 企 画 課 長 補 佐
 住 民 課 長
 住 民 課 長 補 佐
 住 民 課 長 補 佐
 住 民 課 長 補 佐
 兼 住 民 課 長 補 佐
 保 健 福 祉 課 長
 兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長
 保 健 福 祉 課 長 補 佐
 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 次 長
 健 康 管 理 セ ン タ ー 長
 兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長
 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長

村 瀬 優
 田 中 靖 章
 道 淳 一
 道 淳 一
 白 石 晃 基
 松 田 哲 典
 沖 田 一 美
 西 内 努
 折 笠 博 和
 山 岸 雄 一
 長 田 吉 弘
 宝 泉 大
 齊 藤 美 津 雄
 佐 藤 直 美
 楠 本 直 美
 山 畑 裕 貴
 村 上 洋 子
 山 崎 勝 彦
 山 崎 勝 彦
 佐 藤 清 美
 菅 原 樹 美 恵
 金 石 輝 義
 村 上 洋 子
 浜 頭 力
 浜 頭 力

農 林 課 長	平	浩	則
農 林 課 長 補 佐	寺 井		真
兼 町 営 牧 場 長	平	浩	則
水 産 商 工 観 光 課 長	雄 谷	幸	裕
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	室 谷	直	宏
建 設 水 道 課 長	小 川	浩	司
建 設 水 道 課 参 事	北 藤	盛	通
建 設 水 道 課 長 補 佐	前 田	憲	一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小 川	浩	司
港 湾 課 長	森 谷		亨
国 保 病 院 事 務 長	渡 辺	將	人
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤	裕	美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原		博
管 理 課 長	山 岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及 川	隆	之
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸	達	也
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道	尚	子
社 会 教 育 課 長	早 川		修
社 会 教 育 課 参 事	奥 村	京	子
兼 海 洋 博 物 館 長	早 川		修
兼 図 書 館 長	奥 村	京	子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮 脇	昭	道
併 書 記 長	白 石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林		忠
併 書 記 長	菅 原	康	博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利	夫
併 書 記 長	白 石	晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	今	村	弘	美
事 務 局	長	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事 務 局	長	菅	原	康	博
総 務 係	長	保	坂	一	也
総 務 係 主 事		林		菜々	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成30年第2回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
6月4日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
次に、本定例会に町長から報告3件、議案16件を受理しております。ほかに意見書案4件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・囑託の申し出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より平成30年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。
一般質問は5人の議員から通告があり、6月8日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果につきましては配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日7日から6月11日までの5日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日7日から11日までの5日間にしたいと思います。
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日7日から6月11日までの5日間とすることに決しました。

◎日程第4 行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 第2回の広尾町議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の平成29年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

平成29年度の決算状況は、サンタメール事業の収入が1,449万6,596円、支出が1,423万7,843円で、収支差額25万8,753円が翌年度繰越額となっております。

次に、サンタメールの申込件数及び発送通数であります。申込件数は3,863件で、メールの発送通数が前年より258通多い1万8,080通であります。

サンタメール事業の中で取り組んでいる「子供の夢を応援するプロジェクト」に参画していただいた企業が、前年度より増えたことが発送通数の増加にもつながっていますので、今後も本プロジェクトを情報発信しながら企業等と連携していきたいと考えているところであります。

次に、2点目の平成29年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

平成29年度の決算状況は、排水処理量2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入2,158万3,553円に対し、支出2,155万1,274円で、差額の3万2,279円が当期剰余金となります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第5 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第8号 継続費繰越計算書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第8号の継続費繰越計算書についてであります。

議案書の1ページであります。

平成29年度広尾町一般会計継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令

第145条第1項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次のページの繰越計算書であります。

9款2項、事業名、豊似小学校改築事業でありまして、合計金額が1億9,374万9,000円であります。翌年度繰越額は1,486万6,433円でありまして、節別及び財源の内訳につきましては記載のとおりであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第8号 継続費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第6 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第6、報告第9号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第9号 繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案書3ページであります。

平成29年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

4ページの別紙の繰越計算書であります。

5款1項、事業名、道営草地整備事業負担金でありまして、金額が250万円であります。翌年度繰越額も同額の250万円でありまして、財源の内訳につきましては道営草地整備事業受益者負担金であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第9号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第7 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第10号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第10号であります。株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についてであります。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は120株であり、全株式の220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、平成29年度決算に関する書類は的確であり、また、平成30年度事業計画及び予算については適切であると認めたところであります。

平成29年度は、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売り上げ減少、秋サケの不漁により原材料が確保できなかったことにより、対前年比41.5%の減の4,575万8,177円の売り上げがあったところではありますが、純損失が461万7,233円となり、306万4,882円の欠損金となったところであります。この欠損金を利益準備金と別途積立金を取り崩して処理をしたところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしてまいりたいと考えているところであります。

本年3月9日付で三菱UFJ信託銀行株式会社より、持ち株の10株を広尾町に譲渡したいので承認を願いたいとの申し入れがあったところであります。株式会社広尾産業流通振興公社の定款に基づきまして本年3月20日に取締役会を開催しまして、株式の譲渡を承認したところであります。関連予算を本定例会に提案させていただくことになっているところであります。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について補足説明させていただきます。

別冊でお配りしております平成29年度（第35期）事業報告書をお手元のほうにお願いしたいと思います。

1 ページをお願いいたします。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は、1株5万円で発行総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか4団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の平成29年度事業状況報告についてであります。

町長の報告にもありましたが、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売り上げの減少、秋サケの不漁によりまして原材料を確保できなかったことによりまして、対前年比41.5%減の4,575万8,177円の売り上げにとどまり、経常損失が444万6,948円となり、純損失が461万7,233円となったところであります。

1)の物産販売事業についてでございますが、株式会社ディノス・セシールでは、例年はカタログ及びテレビショッピングによる販売を行っていたところでございますが、イクラの販売数量が確

保できなかったことから、29年度はカタログのみでの販売となり、イクラにつきましては、前年比マイナス1,040ケースの525ケースの販売となりました。シシャモの販売数量につきましては、記載のとおりとなっております。

次に2)の産地直送販売であります、北海道銀行など取引先の販売のほか、新たな取引先が増えたことによりまして、売り上げは前年比58.6%の増加となったところでございます。

3)のふるさと納税の返礼品につきましては、魚介類を主として217種類の品数を用意して3,941個、金額で2,378万7,000円の売り上げがあったところでございます。

2ページをお願いします。

平成29年度の決算報告についてであります、3ページをお開き願いたいと思います。

29年度末の貸借対照表でございます。表の右側から2列目の決算額のみを説明させていただきます。まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,220万9,456円となり、対前年比で476万4,681円の減少となっております。

次、4ページでございますが、負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部の合計が89万8,338円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計、下から2行目になりますが、2,131万1,118円となるものです。

したがいまして、負債、純資産の部の合計が、一番下段になりますが、2,220万9,456円となり、前のページの資産の部合計と同額となるものでございます。前年対比では476万4,681円の減少となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が4,575万8,177円となり、対前年比では3,243万1,545円の減少となっております。次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が3,830万2,693円となり、対前年比では2,809万7,187円の減少、売上総利益につきましては745万5,484円となり、対前年比では433万4,358円の減少となっております。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,192万9,117円を差し引きますと、447万3,633円の営業損失となり、これにⅣの営業外収益2万6,685円を加えますと、経常損失が444万6,948円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算し、下段から3行目になりますが、税引き前の当期純損失の443万7,233円に法人税及び住民税の18万円を加えた額の461万7,233円が当期の純損失となったものでございます。

6ページは、販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額、一番下段になりますが、1,192万9,117円でありまして、対前年比で309万2,577円の減少であります。減少の主な要因につきましては、ふるさと納税返礼品の減少によりまして、運賃が減少したことによるものでございます。

次、7ページをお願いいたします。

財産目録であります。資産の部であります、Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部の合計は、一番下段になります。2,220万9,456円となっております。

8ページは、負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が89万8,338円となっており、資産の部合計額から負債の部合計額を差し引いた額2,131万1,118円が差し引き正味財産となるものでございます。

9ページをお願いいたします。

決算報告書監査に関する意見書でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

欠損金処理についてであります。前期繰越利益金が155万2,351円でありまして、当期の純損失461万7,233円を補うことができなく、306万4,882円の欠損金となります。この欠損金の処理としまして、利益準備金の17万6,000円と別途積立金の1,320万円を取り崩しまして、次期繰越利益金を1,031万1,118円とするものであります。

11ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画についてであります。昨年同様に株式会社ディノス・セシールのカタログ販売等での事業展開を計画しており、商品を厳選しながら限定数の拡大とさらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めたいと考えているところでございます。

さらに、魚介類等を主体としまして、町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。

ふるさと納税の返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の開発に取り組んでまいります。

12ページであります。事業計画に伴う収支予算であります。1の純売上高であります。魚介類商品を主体とした販売、ふるさと納税返礼品の売り上げによりまして、売上高4,709万円を見込み、売上原価3,501万3,000円、一般管理費1,170万円を差し引きした37万7,000円を営業利益と見込んでいるところでございます。営業外損益につきましては、例年少額なことから、30年度は見込まず、経常利益を37万7,000円とし、法人税、住民税を差し引いた純利益23万2,000円を見込み、収支計画とするものでございます。

13ページにつきましては、役員の状況でございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認をすることがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第10号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。
暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

再開します。

◎日程第8 議案第51号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第51号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第51号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の制定について提案理由を申し上げます。

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院設立に係る定款を地方独立行政法人法第7条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

定款は、地方独立行政法人法第8条第1項に掲げる事項を規定するものであります。

法人の目的は、医療の提供、医療に関する調査及び研究等の業務を行うとともに、地域の医療機関、福祉施設及び町との連携のもと、地域に密着した病院として、住民の健康の維持及び増進に寄与することとし、名称は地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院と称し、法人の設立団体は広尾町とするものであります。

法人の設立の日から施行するものであります。

なお、詳細につきましては、病院事務長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） それでは、補足説明をいたします。

議案は6ページから、議案資料は1ページからであります。議案と議案資料の両方を見比べながらの説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

定款の制定の根拠につきましては、地方独立行政法人法第7条の規定により、議会の議決を経て定め、知事の認可を受けるものであります。

また、法第8条第1項において定款に規定する事項が定められており、各項目を定款の第1条から定めております。

第1条は法人の目的で、地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究などの業務を行うとともに、地域の医療機関、福祉施設及び広尾町と連携のもと、地域に密着した病院とし、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としています。

第2条は、法人の名称について、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院と称するものとするものです。

第3条は、法人の設立団体は広尾町とするものです。

議案7ページをお願いします。

第4条は、事務所の所在地を広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地13に置くとするものです。

第5条は法人の種別で、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とするものです。

第6条は、公告の方法を規定しています。

第7条、役員は、議案資料2ページの法第12条により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置くものとし、第2項で副理事長1人を置くことができるとするものであります。

第8条は、議案資料4ページの法第13条により、役員の職務及び権限について規定をしています。

第9条、役員の任命は、議案資料5ページの法第14条により、理事長及び監事は町長が任命し、副理事長及び理事は理事長が任命するとするものです。

第10条は役員の任期で、同じく議案資料の5ページ、法第15条により、理事長及び副理事長の任期は4年、理事の任期を2年とするものです。監事の任期は、任命の日から理事長の任期の末日を含む事業年度の財務諸表承認の日までとするものです。

議案8ページをお願いします。

第11条は、役員の解任について、議案資料の6ページの法第16条及び第17条により規定をしています。

第12条は職員に関する事項で、同じく議案資料7ページの法第20条により、法人の職員は理事長が任命するものとし、職員の職の種類、職務及び任命など職員に関する事項については、法人の規程で定めるとするものであります。

第13条から議案9ページの第16条は、理事会に関する事項として規定をしています。

第17条は、法人が第1条の目的を達成するために設置、管理を行う病院の名称と所在地を定めております。

第18条は、法人が目的を達成するための業務として、医療の提供、医療に関する地域への支援、健康診断などの予防医療の提供、介護サービスに関する業務などを定めております。

議案10ページをお願いします。

第19条は、法人の業務執行に関する事項について定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるとするものであります。

なお、業務方法書は、議案資料8ページの法第22条第1項の規定により、業務の開始の際に作成し、町長の認可を受けなければならないもので、業務の運営の基本方針、病院の設置及び運営についてと法人の行う業務と業務の方法などを定めたものであります。

第20条、法人の資本金については、同じく議案資料8ページの法第66条の2第1項により、広尾町から法人に対して出資されたものとされる金額とするものです。ただし、法人の設立後に出資を行った場合は、その出資財産の時価を基準に町が評価した価額を資本金に増加するものとし、法第42条の2第1項または第2項により出資財産を町に返納した場合は、資本金を減少するものとするものです。

なお、法第66条の2第1項に定めている出資の額は、法人に承継される資産の額から負債の額を差し引いた額とされています。

また、承継される資産のうち、土地及び建物につきましては、議案11ページの別表に掲げるものとするものであります。

第21条は、法人が解散した場合の残余財産の帰属について規定しています。

第22条は規程への委任で、法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるも

ののほか、法人規程に定めるところにするものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

5番、志村議員。

1、5番（志村） 3点ほど確認だけさせてほしいなと思います。よろしいですか。

この定款についての振興局あるいは道との打合わせは、どこまで進んでいるのかというのが1点目であります。

2点目ですけれども、議会でこの提案を議決しても、例えば病院の財政計画、これらが示されなければ差し戻しということがあるのかどうかという点ですね。病院の財政が見えなければ、認可にならないのではないかという心配をしております。

3点目ですけれども、先般、議会報告会を各地で行いまして、独法化だけしか生きる道はないのかという質問がありまして、例えば病院の体質改善なども話題に上がったのは確かであります。ただ、病院を残してほしいという意見が100%に近かったと捉えております。独法化になる、ならないに関係なく、病院は存続してほしいなと私も思うのですけれども、一般的には3年ぐらいの準備期間が必要とされる問題なのですね。提案されている定款が認可されることに期待はしておりますが、ちょっと1点目と重複するところがあるかもしれませんけれども、手続を進める側として現在の進捗状況、これが計画どおりに進んでいると捉えていらっしゃるのかどうか、確認の意味でお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） 1点目の振興局、道との打合わせの状況ですが、定款の内容につきましては、事前に道と協議をさせていただき、定款の内容について確認をさせていただいているところです。

あと、財政計画につきましては、現在、中期目標の作成を行っているところです。内容につきましては、連携する病院と協議を進め、行っているところでありまして、それにあわせた収支計画も同時進行で考えているところでありまして、中期目標の内容がある程度固まった段階でお示しできるような状況になるかと思っております。

あと、手続の進捗状況ですが、先ほども言いましたとおり、今、中期目標の内容について進めております。並行して道のほうとも協議を重ねながら、こちらの状況を報告し、定款の内容、さらには中期目標、あと中期計画の現在の進捗状況についてもご報告させていただき、現在、中期目標の内容の詰めを行う、これから職員との協議もあわせて行っていくような状況であります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 志村議員の今の関係についてちょっと補足させていただきます。

2点目にご質問のありました差し戻しというようなお話もありましたけれども、最初に定款の法律の設立の部分で申し上げましたけれども、第7条の部分で議会の議決を経て定款を定める。まずこれが1点目でありまして、その場合、知事の認可を受けると。この知事の認可がなければ、効力を発しないものでありますので、そういった場面もあり得るかというふうには思っています。

よろしく願いいたします。

（「わかりました」の声あり）

1、議長（堀田） 10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 最初に、定款の第7条のところに、監事2名以内というふうにあるのですが、これについては前の議員協議会で2人の議員から監事の2名以内という書き方について質疑があったわけですが、これはそのときに町側としては、2名以内というのは1人か2人だということで、そのことについては確定2名ということにさせていただくとか、そういうことに答えられたと思うのですが、このことについてまず1つお聞きしたいと思います。

それと、第10条に理事長、副理事長の任期は4年、そして理事は2年と書いてあるのですが、相違があっても別に法的な問題とかはもちろんないと思うのですが、なぜゆえにここに2年間の相違があるのかということをお聞きしたいと思います。普通法人の場合、理事長とか理事の任期は理事長が互選される関係もあって、同じ任期にしているところもあると思います。この場合は理事長は町長が決めるわけですから、そういうことにはならないと思いますけれども、けれども基本的には同じ4年、4年が妥当とか、普通は考えるところですが、このことについても、その理由あるいは意図をお聞きしたいと思います。

その次に、第3点目として、理事などの報酬についてですが、これについては定款については書いていない。書いていない定款もあるし、いろんな形でこの報酬を決めていくことができると思います。そのことでは、中期目標あるいは業務方法書という形でこの数字が出てくるのかどうか、そしてまた、次にやる評価委員会の委員報酬等の点はありますけれども、このことについては、どの時点で、どの会議で、そしてどのぐらいの金額を想定しているのかということをお聞きしたいと思います。

以上3点、お願いします。

1、議長（堀田） 答弁、田中副町長。

1、副町長（田中） 私のほうからは、1点目の監事の2名の関係、特別委員会の中でもご質問あ

った関係でありますけれども、監事が2名以内と記載されている部分で、以前にも2名ということでの記載でよろしいのではないかとということでのご指摘、今もそういうご指摘をいただきました。

2名以内としておりますのは、ほとんどのほかの独立行政法人でも定款の中で2名以内としているところでありまして、また、2名以内としているのは、広尾町としては2名を監事として任命する予定であります。ただし、その2名以内としている部分については、片方の一方の方が何らかの事故ですとか、また、手続の中では解任ということもあり得るわけですから、1名になったときに2名と規定していると、それが必ず2名いなければならないわけですし、すぐ監事を選任しなければならないという作業を進めなければならないわけですが、物理的にそういったことが可能でない場合もありますので、そのことも考慮した上で2名以内としているところでありまして、他意があるわけでありませんで、町としては2名を監事として任命する予定であります。

私のほうから、この1点の部分だけお答えをさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） 2点目の質問でございます。理事長、それから副理事長については4年、また、理事については2年という、この期間についてなぜ違うのかというご質問でございますけれども、理事につきましては、他の先行する地方独立行政法人の病院等を見ましても、その病院にお勤めの医師等が就任している場合が多く見られます。医師の場合は異動等も考えられますので、4年間という長期ではなく2年ということで設定をしたものでございます。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） 3点目の理事の報酬につきましてですが、理事の報酬につきましては、役員報酬の基準をこれから定め、評価委員会のほうで審議を行うような形です。その後、町長に届け出を行い、公表するというような流れで考えております。

よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 10番、^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 特別委員会で今みたいな答えがあれば、また別に話は進んでいったと思うのですが、前は2名にするということで、あの場ではそういうふうにはほとんどの人がそう思われたと思うのですが、そのことをまず1つ言いたいと思うのですが、そのことについて答えていただきたいのと、必ず2名いなければいけない場合は、1人いれば、1人はどっちかいるだろうと言うけれども、私は2人ともいなくなる場合だってあると思うのです。考えられるでしょう。だから、別にほかの独法の定款が2名以内だからといって2名以内というふうにする必要もないし、私は前の委員会で、やはり監事というのは、今の時代、1名でなくてきちっと2名いる状態

が監事としての業務をするに当たって、あるいは監事が行う業務が正当に行われるためには2名というふうに規定することのほうが正しいと思うし、例えば、私、町のいろんな施設、集会所の管理委員会にもかかわっていますけれども、そこにもきちっと2名と書いてあるし、規模の問題でもなくて、このぐらいの規模のところについては、やはり多ければ多いほどいいということではないけれども、きちっと2名置いておかないと、1名で2名以内だから1名いればいいということで、欠けた場合にずっとそのままにするおそれもあるし、そういうことはよくないことだと私ははっきり言うて思うので、そのことについてお答えしていただきたい。

そして、報酬については、今回の議会では数字は出てこないけれどもというのですけれども、大体幾らぐらいを想定しているかということについてはお答えにならなかったのですけれども、この辺のお答えを聞きたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 何度も繰り返しになって申しわけございませんが、2名以内としている部分については特別委員会の中で2名というお話ということでしたけれども、2名以内という中で2名を置きたいと、町としては2名を置きたいというお話をさせていただいたところであります。先ほども申し上げましたように、不測の事態に1名、ゼロになることもありますけれども、1名になることもあり得るわけですから、そういったことも踏まえて2名以内としているところでありまして、町としては基本的には2名置くということに変わりはありません。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） 理事の報酬の額ですが、現在、協議中であります。ほとんどがお医者さんが理事になられるということになるものですから、その辺で医者報酬という部分もありますので、協議をして進めてまいりたいと思っております。

よろしくをお願いします。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 非常にしつこく思われるかもしれませんが、あの場では2名以内だけれども、実際に2名とするというふうに私ははっきり意思表示したと思いますよ。そうしたら、別にほかの定款が以内が妥当だからといったって関係なく、これはこの病院は私たちの病院なのだから、2名が妥当だということを私は申し上げて、その理由についても言いましたけれども、その理由について町側は、いや、そうではないということを書いてあるのであればいいけれども、2名だということは別に妥当だと思われているのだったら、別に以内を削っていただければいいと思うのです。

けれども、どうですか、その辺。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 何度も同じことの繰り返しでございますけれども、2名以内ということで記載をしておりますけれども、町としては2名置くということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 今回のこの独立行政法人化については、3月6日のあり方検討委員会の答申が示されて、4月16日に町のほうから独法化にするという方針が示されたわけですが、この間、多くの住民の方から、町立病院をしっかりと守ってほしいという意見に加えて、安心して信頼できる病院経営を強く望まれる声が多数寄せられております。そういった観点で、議会としても適切な対応、チェックをしていかなければならないというふうに考えております。

それと、議案書の9ページの第15条でありますけれども、理事会の議決事項ということが全部で7号記載されておりますけれども、この中で3号に予算の作成及び決算に関する事項と記載をされております。以前のこの独法化に係る説明で、例えば予算の調整については、中期計画の範囲内で理事長が作成し、設立団体へ届け出るとか、あるいは経営責任の中では理事長に全ての権限が与えられ、経営責任が明確になるということでありまして、いわゆる理事会あるいは理事長の権限が人事権あるいは予算権についても大きく関与しているわけでありまして、ただ、この中で議会として、例えば予算の策定、理事会で決められた後に、当然広尾町としては運営負担金、これは財政シミュレーションが出ていませんから金額はわかりませんが、そういったものが求められるというふうに思うのですけれども、この内容について、当然こういった内訳等については議会としても事前に審査する部分が必要かと思っておりますけれども、この議会の関与についてどのように考えているのか、ご説明いただきたいと思っております。

それから、10ページの資本金等の関係で第20条でありますけれども、この法人の資本金の中で、いわゆる独立行政法人法の第66条の2で規定されておりますけれども、この中で「広尾町から法人に対し出資されたものとされる金額」、それから「広尾町が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合」と書いておりますけれども、1つには出資される金額、これは幾らなのか、それか

ら法人の設立以後に対する出資、これは幾らを想定しているのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） まず初めに、予算、決算に関する議会とのかかわり方ということのご質問だったと思いますけれども、年度計画などの作成がこの後行われていきます。それにつきましては公表、届け出という流れをくんでいきますので、その段階で皆様のほうにお示しできるような形になるかと思っています。

あと資本金の関係ですが、資本金につきましては、基本的には承継する財産の額から負債を差し引くということになっております。今回、定款にも示しています不動産、土地、建物の評価をこれから行います。その額が出まして、負債の額を確定した後に資本金の額が確定するということになりますので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の予算の作成に関する等については、理事会の議決事項ということですから、議決してから、例えば議会に対して運営負担金幾らということではなくて、これ事前にこういった内容なのかという、例えば従前の病院の企業会計でいきますと、款項目節、そういったものがきちんと示されて審議されて可決をするということになるのですけれども、今その前段の部分がどういう形になるのかということをお聞きしておりますので、その点についてもお答えいただきたいと思います。

それから、資本金の関係なのですけれども、これから示すのではなくて、今まさに定款の審議をしている中で、私は、一定程度の広尾町が拠出する資本金等の部分については幾らぐらいなのかという質問をしていますので、それについてはお答え願いたいと思うのですけれども、例えば今年3月の予算審議で町立病院の30年度予算が説明されておりますけれども、その中で平成30年度の国保病院の予定貸借対照表というのがございます。この中では、資産の部、負債の部、資本の部と分かれておりまして、例えば資本の部では、資本金が、これは単位1,000円ですから、3,228万4,000円になっていますよね。利益剰余金がマイナスなものですから、最終的に資本合計というのがマイナスで1億1,100万円なのですけれども、例えば30年度の予定貸借対照表でそういった数字が出ていますよね。例えば、これは決算見込みになると思うのですけれども、これに基づいて、では資本金は設立以後に幾ら出すのか、それから冒頭出ていました出資されたものとするという部分、それは幾らなのか、その金額をきちっと明示していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、私のほうから、同じ繰り返しになる部分もありますけれども、お答えをさせていただきます。

予算の前段での議会のチェックの方法等についてのご質問であります。

これについては、例えば今現在、町立病院の予算については、その予算の額を議会の中で審議をさせていただいてという方法でやっておりますけれども、今後、独立行政法人になった場合については、予算の額ということではなくて、その運営負担金の額、要するに、町から独立行政法人に、今で言う一般会計の繰出金に相当する部分、それが幾らになるのかというのが、当然議会の中で款項の中の議決事項になってくると考えています。その中で議会の関与というのは当然あるわけですが、前崎議員おっしゃったように、独立行政法人の予算そのものについては、独立行政法人の理事会の中で決定をされるものであります。ただ、その理事会の中で決定される前に、町と、それから独立行政法人との中で予算の折衝というのは当然やるわけですから、その中で今年度の運営負担金が最終的に幾らのマイナスというか、収支がどうなって、町から繰り入れる運営負担金というのが幾らになるのかという結論になるわけですから、その段階で町と事前に町の担当部局と、それから独立行政法人の担当部局が、それぞれその予算の中身を精査した上で予算を決めていくということになります。

その前段で議会がどういう関与をするかという部分については、今のところそういう関与の部分というのはないのですけれども、当然、何回も繰り返しになりますけれども、前段の段階で町とそれから独立行政法人がきちっとその予算、どういった予算を来年度やるのか、どういった事業をやるのか、どういった医療器械を買うのか、どういった医療方針とするのか、そういったことを精査しながら予算組みをするわけですから、そういった中で町と、そして独立行政法人の中で協議しながら予算を上げていくと。それを運営負担金という形で議会のほうに提案をさせていただくというようなことで考えております。

あと、出資の部分でございますけれども、詳しい金額ということでありましたけれども、これは後ほどの予算の中でも出てまいりますけれども、鑑定評価というのをしなければならないことになっております。今、定款のほうで財産、土地、建物の表示をさせていただいておりますけれども、これを今の価額ではなくて、きちっと今の時世に合った、時価に合った価額に評価し直すと、そういう鑑定評価をした上でその価額を出して、そして、今の負債と差し引きをした上で、その出資の額を決めるということになっておりますので、今の段階で間違った数字を申し上げるわけにはいきませんので、具体的には前崎議員がおっしゃったように、今の30年度の貸借対照表の中で見れば、そういった形になろうかと思っておりますけれども、資産があつて、負債があつて、今は負債のほうが大きいわけですから、実質的には1億1,000万円ほどの赤字になっているわけですので、それが実際には出資という中でどのぐらいの額に圧縮されるのかというのは、今後その鑑定評価を受けた上できちっとした数字を示させていただきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の予算の編成、作成についてですけれども、私も先ほども言いましたけれども、当然議会が最終的に運営負担金の議決をして初めて執行できるわけでありましてけれども、例えば従前もいろいろな医療機器についても、議会に提案があって、必要であればそれを速やかに可決をしてというような形で執行してきたわけですが、それが今の話ですと、事務レベルでは打ち合わせをするということですが、少なくとも理事会で予算作成して決めてから、その総額を運営負担金という形で議会に提案するということでは、事後承認みたいな形になりますので、少なくともきちっとその決定する前に何らかの形で議会に示すべきだと。そういった中で議会として適切な対応をしていかなければならないというふうに思っておりますので、もう一度お答えいただきます。

それから、資本金の関係なのですが、確かに法律の中ではそういった資産等についても書いていますけれども、例えば今言われた土地あるいは建物等については、この法人法の第66条の2の中で、いわゆる資本金とは別にそういった土地、建物等は資産という形で別扱いになっているのですね。当然これ条例にもいわゆる1項と2項に分けてやっていますよね。

今、私聞いているのは、資産や土地、建物ではなくて、いわゆる現金の部分として、資本金として、例えば、これに書いていますけれども、出資されたものとする金額が幾らなのか、それから設立以後、当然来年の4月以降になると思うのですが、そのときに町として幾ら支出をしなければならないのか。今、本町の財政が大変だということで、いろんな住民負担を強いている部分がありますし、その一環でこの病院の一般会計の繰出金が多くなったということで、いかにコストを下げるかということで町を挙げて腐心をしているわけです。そういった中で資本金という形で拠出するとなれば、非常に財政的に厳しくなるのではないかと、そういったことを危惧するものですから、今、先ほど言った2つの資本金のあり方について、どの程度を想定しているのかということで、これは定款についての一つの町民の皆さんの判断材料というふうになるかと思うのです。そういった上でご答弁いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） 先ほどの資本金の関係ですが、基本的には先ほども説明しました継承する資産、負債の整理を行った上で額の確定をするのですが、現金での資本の支出は現在のところは考えておりません。負債と資本の整理をした上で、資本金とさせていただくということで、考えています。

あと、医療機器などの整備に関しましては、法人がつくる計画の中で、導入の計画を立てるわけですが、その中でその資金としては、行政法人自体で長期の借り入れができない団体ですので、町から独立行政法人に対して貸し付けを行うというような形になります。ですから、資金につきましては、町からの借り入れというような形で町が貸付金という形での扱いになると思います。

以上です。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手議員。

1、11番（旗手） この間、この独立行政法人ということでさまざまな議論をしてきましたけれども、先日の議会報告会でも大半がこの病院の問題だったのですね、町民の皆さんから出される意見というのが。議会としても、それに対してわかる範囲で説明はしてきましたけれども、特別委員会でもやりとりされたことが、今のこの本会議でのやりとりのように、議会はこう思っていたけれども、町はそうではないという部分がいろいろ出てくるわけです。

そういう中で、議会報告会の中でも参加された町民の皆さんからは、進め方が余りにも拙速ではないかと、そういう意見が随分出されました。町としての町民に対しての説明会というのは、今日も定款がここで今出されますから、それが決まった後で、また、この後中期計画ですとか、そういうものも出てくると思うのですが、それも決まった後でないと町民には町から何の説明もない、こういう進め方でいいと考えるのでしょうか。その辺の見解をお示してください。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 旗手議員の今のご質問であります。

今まで特別委員会等々の中でも、この独立行政法人の進め方についていろいろとご意見をいただきました。その中で、この進め方についても拙速であるというようなご指摘もいただいたところがありますけれども、その中でもお話をさせていただきました。この独立行政法人化するに当たって、準備等も含めて通常2年あるいは3年かけてやるというようなこともご指摘をいただいているわけでありまして、町長のほうからも何度もお話をさせていただいておりますけれども、この病院の今、経営状況、何度もお話しさせていただいておりますとおりでありまして、29年、30年と一般会計からの繰入金通常ベースよりも約8,000万円、9,000万円の繰入金が多くなってきているという状況、こういう状況を何とか打開しなければ、役場本体の財政状況にも非常に大きな影響を与えるということで、今回のこの独立行政法人化ということを提案させていただいたわけでありまして、一方で、町立病院の存続につきましては、先ほどからもお話がありますように、町立病院をなくすわけにはいかないわけでありまして、それをどうやって立て直して、そして、未来に向かって残していくのか、今のこの町民にとって大事な病院をどうやって残していくのかということをご議論いただいた上で、今この独立行政法人の提案をさせていただいているわけでありまして。

拙速だというお話ありましたけれども、来年3月末をもって2名のお医者さんがやめるというお話、そういったことも受けて、お医者さんを探すのは町の理事者、町長を含めて理事者の仕事だろうというお話もありましたけれども、そういった状況が、今、大変難しい状況になってきているということを踏まえて、独立行政法人化した上で北斗病院と連携をしながら、今後、町民のために病

院を残していくという決断をしたところであります。そういった意味で、いろんな時間がない中でのお話でありまして、町民の皆さんにも今後7月の上旬をめどに町民説明会を開催する予定で、今、準備をしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第51号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号～日程第10 議案第53号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第52号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会条例の制定についてと日程第10、議案第53号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第52号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会条例の制定について及び議案第53号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、2件を一括して提案理由を申し上げます。

議案第52号につきましては、地方独立行政法人法第11条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

本委員会の設置目的は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期目標の策定、変更、役員報酬等の支給の基準、中期目標終了時における評価等について意見をいただくものであります。本年度中に数回の会議の開催を予定しているものであります。

議案第53号につきましては、本委員会の委員報酬について別表に加える改正であります。報酬の額については、他の条例委員と同額であります。あわせて、札幌市等から広尾町内の会議に出席いただく際に、日当を支給できるよう改正を行っているものであります。

なお、別途関連する補正予算を提出させていただいております。

詳細につきましては担当参事に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） それでは、議案第52号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の10ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会につきましては、地方独立行政法人法第11条第1項の規定により、町長の附属機関として設置されるものでございます。法律の同条第4項に「評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。」というふうにされておりますことから、本条例を提案させていただくものでございます。

まず、条例の第2条から第4条まで、これにおきまして評価委員会の組織等について定めてございます。評価委員会の委員は10人以内とし、学識経験のある者の中から町長が任命をいたします。委員の任期は2年とし、再任を可能としてございます。委員長及び副委員長は委員の互選により選任するとしてございます。

条例の第5条におきまして、会議の運営について規定をしてございます。会議は委員長が招集し、委員長が議長を務めること、また、会議は委員の過半数の出席で成立すること、議事は出席委員の過半数をもって決定することなどについて定めてございます。

第6条は、詳細の事項について要綱等に委任する規定でございます。

附則におきまして、公布の日から施行すること及び委員長が決まっていない初回の会議の招集について定めてございます。

次に、評価委員会の役割についてご説明をいたします。

資料の3番でございます。

評価委員会の役割につきましては、法第11条第2項に規定されている事項につきまして町長に意見を述べるということとされてございます。

主なものにつきまして、この資料3番に列記をいたしておりますけれども、本年度におきましては、一番上に記載をしております中期目標の策定に当たってあらかじめ意見をいただくこと、それと一番下に記載をしております役員報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見をいただくこと、この2点になるかと考えてございます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第52号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会条例の制定についてと議案第53号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第52号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会条例の制定についてと議案第53号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第54号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第54号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

会所前3丁目に設置されております漁村環境改善総合センターは、昭和54年に設置され、効率的な運営を図るため運営委員会を置き、委員を委嘱してまいりました。本年3月開催の運営委員会において、今後のあり方について議論をしたところ、当センター建設から既に38年が経過しており、目的達成に一定程度の成果が見られ、今後においても効率的な運営と適正な管理が持続できると判断し、運営委員会を廃止することに決定をいたしました。本年から始まっております第5次広尾町行政改革大綱に基づく効率的な行政運営体制の推進や持続可能な財政構造の実現を図るため、本条例の一部改正を提案するものであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第54号 広尾町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第55号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第55号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、今年4月1日施行されました人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部改正に伴い、関連します夜間看護業務手当について、それぞれ引き上げをするものであります。

なお、本改正につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用したいとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第55号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号

1、議長(堀田) 日程第13、議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づいて策定をいたしました下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決をいただき、総務大臣へ提出するものであります。

変更に関する協議におきまして、北海道知事から異議のない旨回答をいただいているところであります。

辺地につきましては、野塚辺地であります。

次のページをお願いいたします。

1の辺地の概況から2の公共的施設の整備を必要とする事情については、省略をさせていただきます。

変更部分のみ説明をいたします。

3の公共的施設の整備計画、平成28年度から平成32年度までの5か年の計画であります。交通道路につきましては、事業費等を変更するものであり、変更後の金額については、上段に括弧書きで変更前の金額は下段に示しているところであります。

なお、辺地対策事業債につきましては、後年度以降に発生する元利償還金の8割が地方交付税によって措置されるものであります。

以上、よろしく願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号

1、議長(堀田) 日程第14、議案第57号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第57号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定した広尾町過疎地域自立促進市町村計画を変更するに当たり、北海道が定める当計画事務処理要領に基づき議会の議決を求めるものであります。

変更の内容といたしましては、第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」の変更等に伴い、次のページの別紙のとおり、並木通東2丁目第1号支線道路整備、広尾バス待合所整備、管網整備計画ほかの作成、ひろお保育園の増築、子ども・子育て支援事業計画策定の各事業を新規登載するもので、既に北海道との事前協議が調っているところであり、議決後、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出する運びとなっているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第57号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号～日程第23 議案第66号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第23、議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。4月1日付人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴います人件費関係の所要の調整、整理を行ったものが主なものであります。

最初に、議案第58号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ714万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億7,604万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第2表でお示しをするものであります。

27ページであります。

第2表、地方債補正の追加であります。

港湾整備事業債を追加するものであります。

次に、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、辺地対策事業債及び過疎対策事業債につきまして事業費の変更に伴い限度額を変更するものであります。

町債の合計に760万円を追加し、10億3,220万円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、28ページをお願いいたします。

議案第59号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものである。
次のページであります。

歳出であります。

1款1項港湾管理費であります。共済費の負担金率の変更に伴う減額を一般会計への繰出金で調整するものである。

次に、議案第60号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,918万8,000円とするものである。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページであります。

歳入歳出の補正内容であります。人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理であります。
33ページであります。

議案第61号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ216万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億466万4,000円とするものである。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次に、歳出の関係であります。

次のページであります。

人事異動、共済費の負担金率の変更に伴います。人件費関係の所要の整理及び錦通の雨水排水路の改修に係る調査設計委託料の追加であります。

次に、36ページであります。

議案第62号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,889万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億3,889万6,000円とするものである。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による

するものであります。

次のページの歳入であります。

2款2項道補助金4,000万円の追加であります、国保病院の医療機器整備に係る特別調整交付金であります。

4款1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものであります。

次に、歳出の関係であります。

人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の整理、システムの使用料及び負担金の追加、並びに国保病院への繰出金を追加するものであります。

次に、39ページであります。

議案第63号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億7,248万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページをお願いいたします。

歳入の関係であります。

人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の整理及び実習生の受け入れ謝礼金を追加するものであります。

次に、歳出の関係であります。

人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理であります。

次に、42ページであります。

議案第64号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,449万4,000円を追加し、総額を2億8,019万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入歳出の補正の内容であります。

人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理及び介護員室等のパネルヒーターの改修工事の追加であります。

次、45ページの議案第65号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第1項医業収益に63万9,000円を追加し、支出で第1款第1項医業費用に63万9,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては、一般会計からの負担金を整理するものであります。

歳出につきましては、夜間看護業務手当の改正による追加であります。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第1項負担金に153万8,000円を追加し、同款第2項道補助金に4,000万円を追加し、同款第3項企業債に4,820万円を追加するものであります。

支出で、第1款第2項建設改良費に8,973万8,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。電子カルテシステム及び財務会計システムの購入並びに購入に係る一般会計からの負担金、国保調整交付金及び企業債の追加であります。

第4条は、予算第9条を第10条とし、予算第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に、第5条として企業債を追加するものであります。

起債の目的は、医療機器整備事業債及び過疎対策事業債で、限度額を4,820万円とするものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、63万9,000円を追加するものであります。

第6条は、他会計からの補助金を「513,442千円」に改めるものであります。

第7条は、予算第10条の次に第11条として重要な資産の取得を追加するものでありまして、取得する資産は電子カルテシステムであります。

次に、47ページの議案第66号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で第1款第2項営業外収益から2万4,000円を減額するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用から6万4,000円を減額するものであります。

補正の内容であります。人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理及び法定検便料の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、6万8,000円を減額するものであります。

以上で、議案第58号から議案第66号までの補正予算について提案理由の説明を申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時54分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には浜野隆議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす8日は午前10時から本会議を開きます。なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時55分